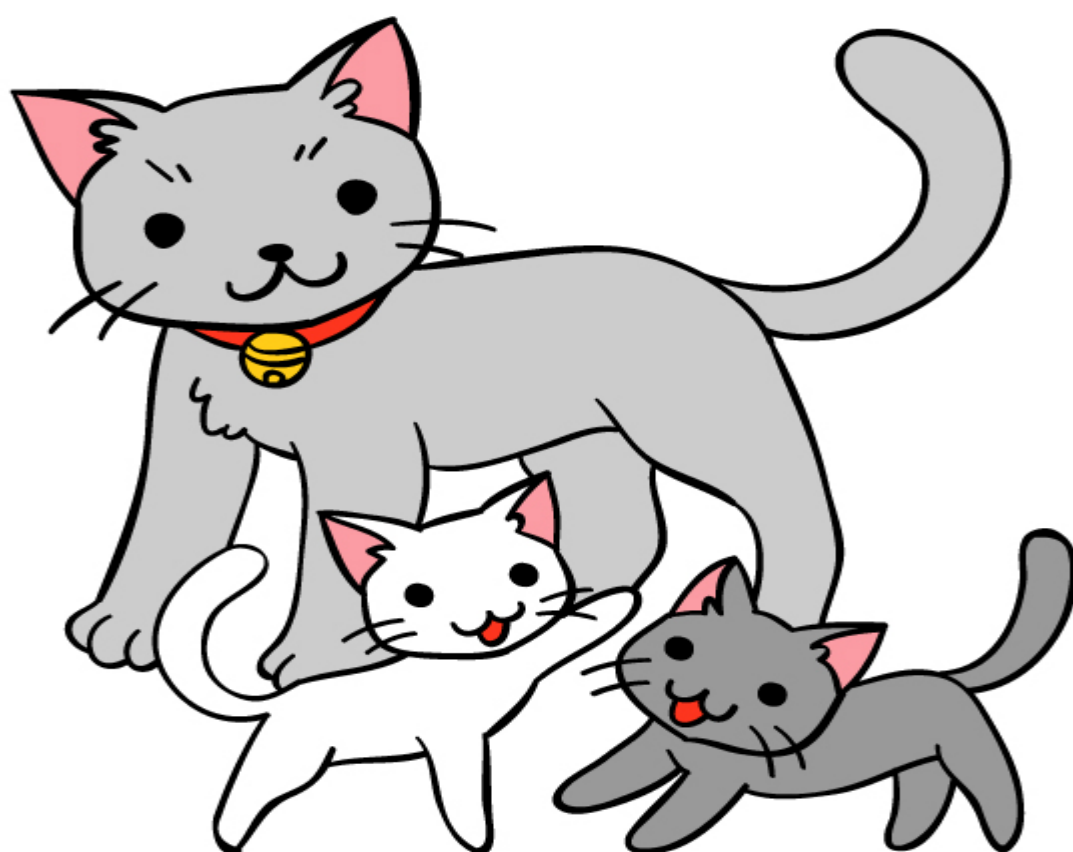


宇都宮市
ねこの適正飼育に関する
ガイドライン
(概要版)



宇都宮市保健所
生活衛生課

ねこの適正飼育に関するガイドライン

～概要版～

【基本的な考え方】

飼い主がねこの習性、行動などを理解し、ねこが安全で快適に生活できる環境を実現するとともに、現在、飼育されているねこ及びその子ども達を野良ねこ化させないことにより、また、地域に住み着いている飼い主のいないねこを世話する人が適正に管理することにより、“野良ねこゼロ(0)”を目指し、ねこが好きな人、ねこが嫌いな人、すべての人が、ねこと快適に共生できるまちづくりを実現します。

【定義】

このガイドラインでは、扱い方、接し方の違いにより、次のように分類します。

(1) 飼いねこ

飼い主及び居場所(寝床等)が明確で、飼い主からエサを与えられ、飼育が管理されているねこ

(2) 野良ねこ

特定の飼い主がいない、地域に住みつき、不特定の人からエサを与えられ、またはごみなどをあさって生活し、飼育が管理されていないねこ

(3) 地域ねこ

特定の飼い主がいないそのねこが住みつく地域の複数の住民たちなどの協力によって世話され、または管理されているねこ



～ねこを飼育する場合の心得～



ねこを飼いはじめる場合、ねこの性質、習性を理解し、一つの“いのち”を取扱うことを十分理解し、飼い主として最後まで責任をもって世話をしましょう。



1 室内で飼育するよう努めましょう。

★交通事故にあいませぬ。病気、ケガの心配も少なくなり、近所に迷惑をかけることもありません。

2 トイレを設置し、常に清潔にしましょう。

★子ねこうちからトイレで排泄するようしつけを行うことが重要です。外へ出入り自由な場合は、周辺の排泄物の除去を心掛けましょう。

3 洗剤、薬品等は適切に保管しましょう。

★ねこが誤って口に入れないよう、ねこが触れられない場所に保管しましょう。

4 所有者情報を明示しましょう。

★万ーに備え、首輪、迷子札などに所有者の連絡先の明示、マイクロチップの装着などを行いましょう。

5 繁殖制限の措置をとりましょう。

★繁殖を望まない場合は、不妊、去勢手術を行いましょう。病気の予防、異常な鳴き声がなくなり、性格も穏やかになります。

～地域ねこを世話する場合には～



飼い主のいないねこ(地域ねこ)の世話を始める場合、大切なことはルール作りです。地域内でよく話し合って、最低限のルールを守りましょう。



1 エサやりの時間と場所を決めましょう。

★置きエサは絶対やめましょう。(不衛生になり、カラスやネズミなど他の動物が寄ってきます。)

2 清掃をしっかりとしましょう。

★餌場、トイレとその周辺をキレイに保ちましょう。(エサを与えれば、当然、糞(フン)もします。)

3 不妊・去勢手術を実施しましょう。

★不幸な子ねこが生まれないようにしましょう。(無責任にエサを与えるだけでは、ねこは増えてしまいます。)

4 新たなねこの参入を防ぎましょう。

★捨てねこされないよう地域で目を光らせましょう。「捨てねこ」は犯罪行為です。(動物の愛護及び管理に関する法律)



(連絡先)

宇都宮市保健所生活衛生課
宇都宮市竹林町972
電話 626-1108